隊友新聞26年5月号記事

国民年金

今回は、公的年金の基礎部分といわれる国民年金を取り上げます。

Q1 「国民年金」とはどういう年金ですか?

A 全ての国民を対象に、老齢、障害又は死亡が原因で所得が無くなりまたは減少することにより生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与するものです。

このため日本国内に住む20歳から60歳までの全ての人に加入 することが義務づけられた年金です。公的年金制度の基礎をなすも のであることから「基礎年金」とも呼ばれます。

Q2 国民年金「第〇号被保険者」とよく聞きますが、どういう人ですか?

A 国民年金は、20歳以上60歳未満の人が強制被保険者になり次の3つに区分されております。

第1号被保険者	◇ 自営業者や学生など、第2号被保険者または
	第3号被保険者に該当しない、20歳以上60
	歳未満の方です。
	◇ 保険料は自分で納めます。
第2号被保険者	◇ 厚生年金や共済組合に加入している、サラリ
	ーマンや公務員などの方です。
	◇ 保険料は給料天引きです。
第 3 号被保険者	◇ 第2号被保険者に扶養されている配偶者で
	20歳以上60歳未満の方です。(注1、注2)
	◇ 保険料は第2号被保険者が加入している年
	金制度で負担しています。

注1 第2号被保険者の配偶者でも年収が130万円以上 (障害者は180万円以上)の人は第1号被保険者になります。

注2 会社員等の夫(妻)が65歳になると60歳未満の妻 (夫)は第3号被保険者の資格を喪失します。(第1号被保険者への 「種別変更の届出」が必要です。Q3を参照下さい。)

Q3 自衛官を定年退職し自営業を行うこととしました。妻は第3 号被保険者です。公的年金に関してどのような手続が必要ですか?

A 定年退職した翌日に共済組合員の資格を喪失します。これにより本人は国民年金の第2号被保険者をそして奥様は第3号被保険者の資格を喪失します。本人も奥様も60歳までは国民年金への加入が義務づけられておりますので国民年金の第1号被保険者への「種別変更の届出」が必要です。①印鑑、②本人及び奥様の年金手帳(または基礎年金番号通知書)、③退職年月日のわかるもの(辞令書等のコピー)④運転免許証等身分を証明できるものを準備し、退職の翌日から14日以内に市(区)役所、町村役場の国民年金窓口または日本年金機構の年金事務所で手続を行って下さい。

また第1号被保険者は、受給する年金額を増やすために定額保険料に付加保険料(月額:400円)を上乗せして納めることができます。これは有利な制度です。詳しくは手続の際ご確認下さい。

次回は、国民年金の一つである老齢基礎年金を取り上げます。

*紹介記事

NPO法人「いきいきライフ相談センター」の紹介

自衛隊OBなどの相談援護を目的とし、自衛隊OB及び企業OB の各種資格保有者約30名からなる組織です。①相談事業、②セミ ナー事業、③援助プラン事業、④講師派遣事業、⑤シニア世代と若 者の交流事業を実施しています。

無料「出前相談・セミナー」受付中

隊友・家族の小グループの会同時などに講師を無料派遣します。 内容は、年金、医療・介護、人事・労務等で、時間は2時間以内で す。 出前地域は関東地区のみです。お申し込みはFAXで